

## 神戸市労働組合連合会との事務局交渉概要

1. 日 時：令和5年11月8日（水）20：27～20：31
2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）
3. 出席者：
  - （市） 行財政局給与課長、給与課係長3名  
水道局経営企画課課長、経営企画課係長  
交通局経営企画課課長、経営企画課係長  
教育委員会事務局総務部教職員課長、教職員課係長、他2名
  - （組合）市労連書記長、書記次長3名、他10名
4. 議 題：差額支給について  
年末手当支給細目について  
年末調整について
5. 要旨
  - ・差額支給について、12月の給与支給日を予定していること、ただし会計年度任用職員については差額支給額の確定に時間を要するため1月の給与支給日を予定していることを説明。
  - ・勤勉手当の支給基準（勤務期間に応じた支給割合、職員の在職期間から除算する期間の取扱い、除算する日を月に換算する場合の取扱い、懲戒処分を受けた者に対する減率及び人事評価の勤勉手当への反映割合）について双方で確認。
  - ・なお、会計年度任用職員の令和6年の夏期手当における勤勉手当の支給基準については一般の職員と同様とすること、具体的には令和6年度に示すことを説明。
  - ・年末調整について、12月の給与支給日に過不足分を精算することを説明。